

■地域密着型通所介護／所要時間6時間以上7時間未満

サービス種別		単位数	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
通所介護費（単位数）			678	801	925	1049	1172
各種加算	入浴介助加算（Ⅰ）	40	40	40	40	40	40
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56					
	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76	76	76	76	76	76
	*個別機能訓練加算（Ⅱ）	20					
	*ADL維持等加算（Ⅰ）	30					
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	6	6	6	6	6
	※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）						
	※特定処遇改善加算（Ⅱ）						
※介護職員等ベースアップ等支援加算							
単位数合計（A）			800	923	1047	1171	1294
単位数単価（B）			10.68	10.68	10.68	10.68	10.68
給付率（C）			100%	100%	100%	100%	100%
介護報酬額合計（D） <small>(A)×(B)×(C)≒切り捨て</small>			8,544円	9,857円	11,181円	12,506円	13,819円
介護報酬請求額（E） <small>(D)×0.9≒切り捨て</small>			7,689円	8,871円	10,062円	11,255円	12,437円
利用者負担額（F） <small>(D)-(E)</small>			855円	986円	1,119円	1,251円	1,382円
食費（昼食代） <small>おやつ代等含む</small>			740円	740円	740円	740円	740円

1日のご負担額【1割負担の場合】	1,595円	1,726円	1,859円	1,991円	2,122円
1日のご負担額【2割負担の場合】	2,449円	2,711円	2,976円	3,241円	3,504円
1日のご負担額【3割負担の場合】	3,303円	3,697円	4,094円	4,492円	4,886円

□入浴介助加算Ⅰ（1日43円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者にとって入浴サービスが必要であって、居宅サービス計画に沿ったサービス提供を受けた場合

□個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（1日60円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合した場合で、利用者にとって個別機能訓練が必要であって、居宅サービス計画に沿ったサービス提供を受けた場合

□個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ（1日82円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合した場合で、利用者にとって個別機能訓練が必要であって、居宅サービス計画に沿ったサービス提供を受けた場合

□個別機能訓練加算（Ⅱ）（1月22円）

個別機能訓練加算（Ⅰ）イに加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用した場合

□ADL維持等加算（Ⅰ）（1月32円）

連続して6か月以上利用が継続し、指定された測定方法で評価を行い、評価基準において、心身機能が一定数以上上がった場合

□サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日7円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合した場合で、居宅サービス計画に沿って、指定通所介護のサービス提供を受けた場合

※カッコ内の料金は1割負担の料金となっております。

●介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 加算率9.0%

所定単位数に加算率を乗じた単位数

- ①介護職員処遇改善加算
  - ②特定処遇改善加算
  - ③介護職員等ベースアップ等支援加算
- ①～③の加算が一本化され  
介護職員等処遇改善加算となります。

■通所介護相当サービス

サービス種別		単位数	要支援1	要支援2
通所介護相当サービス費（単位数）			1798	3621
各種加算	生活機能向上グループ活動加算	100		
	若年性認知症利用者受入加算	240		
	栄養アセスメント加算	50		
	栄養改善加算	200		
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	150		
	一体的サービス提供加算	480		
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）			
	要支援1	24	24	
	要支援2	48		48
	科学的介護推進体制加算	40		
※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※			
※特定処遇改善加算（Ⅱ）	※			
※介護職員等ベースアップ等支援加算	※			
単位数合計（A）		1822	3669	
単位数単価（B）		10.68	10.68	
給付率（C）		100%	100%	
介護報酬額合計（D）	(A)×(B)×(C)≒切り捨て	19,458円	39,184円	
介護報酬請求額（E）	(D)×0.9≒切り捨て	17,512円	35,265円	
利用者負担額（F）	(D)-(E)	1,946円	3,919円	
食費（昼食代）	お茶代等含む	2,960円	5,920円	
・当該表（下記・右記含む）に記載のある加算について、算定要件に該当した場合に料金が発生致します。 ・千葉市が定める単位と当該表に表記している単位が異なる場合は、千葉市が定める単位を優先します。				
1月のご負担額【1割負担の場合】		4,906円	9,839円	
1月のご負担額【2割負担の場合】		6,852円	13,757円	
1月のご負担額【3割負担の場合】		8,797円	17,675円	

□一体的サービス提供加算（1月約513円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合し、電子情報処理組織を使用する方法により市町村長に対し老健局長が定める様式による届出を行った場合

□サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

（1月 要支援1：約26円、要支援2：約52円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準（サービス提供体制強化加算（Ⅰ））に適合した場合で、居宅サービス計画に沿って、指定介護予防通所介護のサービス提供を受けた場合

□科学的介護推進体制（1月約43円）

事業所が利用者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合

□若年性認知症利用者受入加算（1月約257円）

事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合し、初老期における認知症によって要介護者となった若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所介護のサービス提供を受けた場合

□1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

事業対象者・要支援1（1回につき436単位）

※1月の中で全部で4回までのサービスを行う

□1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

事業対象者・要支援2（1回につき447単位）

※1月の中で全部で8回までのサービスを行う

※カッコ内の料金は1割負担の料金となっております。

●介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 加算率9.0%

所定単位数に加算率を乗じた単位数

- ①介護職員処遇改善加算
  - ②特定処遇改善加算
  - ③介護職員等ベースアップ等支援加算
- ①～③の加算が一本化され  
介護職員等処遇改善加算となります。